

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

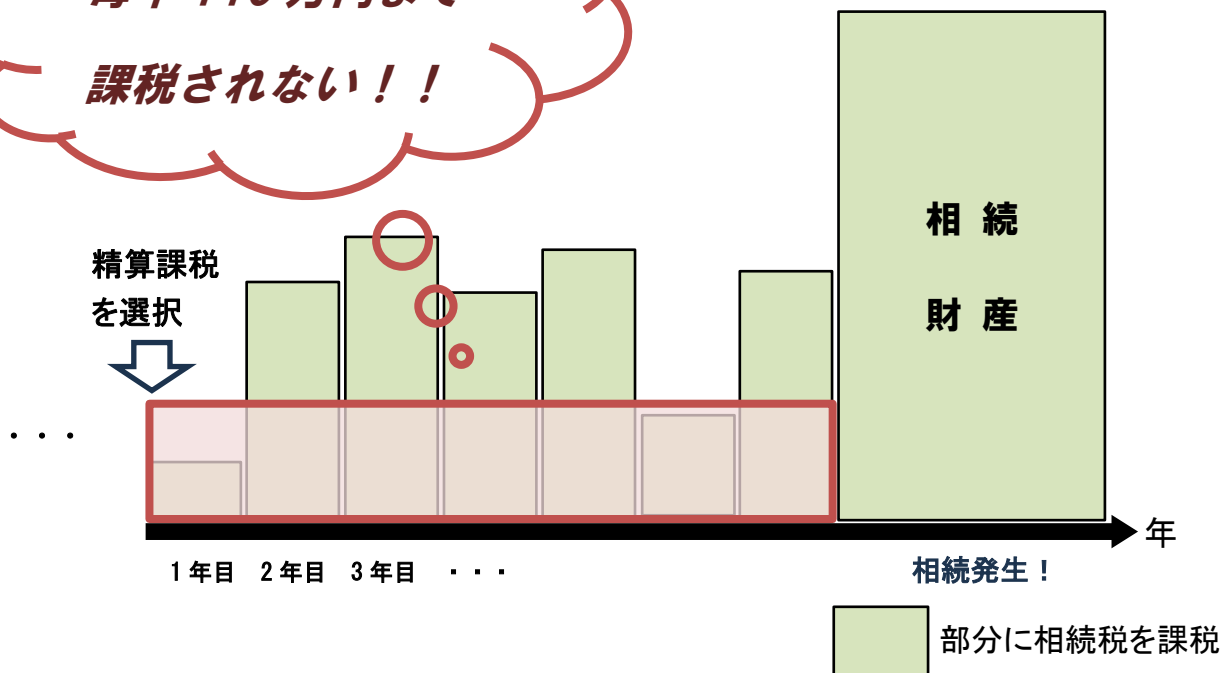
<税務>

有利に♪ 

“相続時精算課税”が変わります！

※令和6年1月1日以後の贈与より適用

毎年110万円まで
課税されない！！



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 武田・高瀬 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面形式にて開催

令和5年10月6日(金) 11:00～

内容:「脱ハラスメントで会社を守る」講師:社会保険労務士 大谷 実

社内でハラスメントが?! ハラスメントをなくすための事前準備とは?! わかりやすく解説いたします。

●無料相談会● 同時期に開催予定。専門家が経営/労務/相続/遺言/法務のご相談を承ります。

※セミナー・相談会ともお申込、お問い合わせは 0258-36-2685 または弊社 H.P.まで

① 相続時精算課税の制度とは？

相続時精算課税とは、**相続時に累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税する制度**です。

贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円までを限度（累積）とした特別控除額を差し引いた残額に対して贈与税が課税されます。

相続時には、相続財産の価額に累積贈与額（贈与時の価額）を加算して相続税を計算し、既に納付した贈与税は相続税より控除または還付されます。

② 今回の改正では何が変わるのか？

改正内容

- ・新たに年110万円の基礎控除が創設されます。 ※令和6年1月1日以後の贈与より適用

つまり、年110万円以内であれば贈与税がかからず、申告も不要となります。

110万円の基礎控除に関しては相続税を計算する際も加算されることはありません。

（相続時精算課税の基礎控除110万円は、暦年課税の基礎控除とは別途措置となります。）

多額な贈与をする方、相続財産があまり多くない方など、ケースによっては相続時精算課税の利用が有利に働く場合があります。

しかし、相続時精算課税は一度選択すると暦年課税が使えなくなったり、住宅などの宅地等の贈与があった場合に小規模宅地の特例が使えなくなるなどのデメリットもありますので選択は慎重に行う必要があります。

詳しくは税理士にご相談ください。